

住民監査請求監査結果報告書

—政務調査費の返還請求—

(平成22年11月25日受付)

五條市監査委員

目 次

第1 請求の受付	1
1 請求人	1
2 請求書の提出日	1
3 請求の要旨	1
4 監査委員の除斥	4
5 請求の要件審査	4
第2 監査の実施	4
1 監査の対象事項	4
2 監査の対象部局	4
3 請求人の陳述等	4
4 請求書の訂正	4
5 関係職員に対する聴取等	5
6 関係人の事情聴取	5
第3 監査の結果	6
1 事実関係の確認	6
2 判断	8
3 監査結果	9
4 監査委員の意見	10
5 別紙（交付額支出状況等明細書）	12

第1 請求の受付

1 請求人
五條市

2 請求書の提出日
平成22年11月25日

3 請求の要旨

平成21年度における政務調査費が、違法に支出されたから、その支給額の返還を求める。

該当する議員12人、返還を求める総額の合計は、1,384,761円

(1) 山田澄雄議員 計179,440円

① 調査研究費

三重県熊野市（観光行政視察）5月4日～5月5日	交通費	15,760円
	宿泊費	13,000円
綾部市（グランドゴルフ視察）5月12日～5月13日	交通費	5,020円
	宿泊費	13,000円
三重県尾鷲市（観光行政視察）7月20日～7月21日	交通費	12,980円
	宿泊費	13,000円
静岡県富士宮市（大型酪農の視察） 12月19日～12月20日	交通費	23,280円
	宿泊費	13,000円
和歌山県勝浦町（観光行政）1月10日～1月11日	交通費	13,400円
	宿泊費	13,000円

② 資料購入費

録音機	21,000円
電子辞書	23,000円

(2) 山田由比己議員 計119,065円

① 調査研究費

埼玉川越市（まちなみ視察）8月19日～8月20日	交通費	36,240円
	宿泊費	13,000円

② 事務所費

リース代（コピー機） 69,825円（139,650円の2分の1）

(3) 益田吉博議員 計75,600円

① 事務所費

リース代 (コピー機) 75,600円 (151,200円の2分の1)

(4) 北山和生議員 計167,110円

① 調査研究費

福岡県うきは市 (グリーンツーリズムと吉井の町並みについて)

7月19日～7月20日 交通費 35,400円
宿泊費 13,000円

佐賀県鹿島市 (備前浜宿の町並みの視察)

7月25日～7月26日 交通費 37,240円
宿泊費 13,000円

福島県矢祭町 (合併しない宣言、財政問題と市民感情調査)

2月2日～2月4日 交通費 42,470円
宿泊費 26,000円

(5) 黄木英夫議員 計18,000円

① 事務所費

リース代 (コピー機) 18,000円 (36,000円の2分の1)

(6) 西尾彦和議員 計37,800円

① 事務所費

リース代 (コピー機) 37,800円 (75,600円の2分の1)

(7) 樫塚凱一議員 計127,200円

① 研究研修費 会費 (新生なら研究会負担金) 60,000円

② 資料作成費

リース代 (パソコン) 67,200円 (134,400円の2分の1)

(8) 土井康嗣議員 計67,350円

① 研究研修費 会費 (新生なら研究会負担金) 60,000円

② 資料購入費 住宅地図 7,350円 (14,700円)

(9) 寺本保英議員 計80,000円

① 研究研修費 会費 (新生なら研究会負担金) 60,000円

会費 (奈良ヒューライツ議員団) 20,000円

(10) 峯林宏政議員 計116,870円

① 調査研究費

福岡県うきは市 (グリーンツーリズムと吉井の町並みについて)

	7月19日～7月20日	交通費	35,400円
		宿泊費	13,000円
福島県矢祭町（合併しない宣言、財政問題と市民感情調査）			
	2月2日～2月4日	交通費	42,470円
		宿泊費	26,000円
(11) 花谷昭典議員 計118,066円			
① 調査研究費			
福岡県うきは市（グリーンツーリズムと吉井の町並みについて）			
	7月19日～7月20日	交通費	35,400円
		宿泊費	13,000円
② 事務所費 52,656円（105,312円の2分の1）			
リース代（コピー機）17,010円（34,020円の2分の1）			
(12) 山本久和議員 計278,260円			
① 調査研究費			
茨城県笠間市（農業総合センター園芸研究所）			
	4月9日～4月10日	交通費	32,160円
		宿泊費	13,000円
広島県福山市（加工野菜の製造・販売について）			
	7月22日～7月23日	交通費	17,940円
		宿泊費	13,000円
福岡県朝倉市（ネギ育成・販売の視察）			
	8月5日～8月6日	交通費	30,880円
		宿泊費	13,000円
愛知県弥富市（ネギ育成方法の視察）			
	9月1日～9月3日	交通費	7,780円
		宿泊費	13,000円
岐阜県可児市（ネギ育成方法の視察）			
	9月4日～9月5日	交通費	10,440円
		宿泊費	13,000円
青森県J A八甲田（ネギ育成・販売等の視察）			
	10月12日～10月13日	交通費	79,860円
		宿泊費	13,000円
愛知県名古屋市長（加工野菜の製造・販売について）			
	11月12日～11月13日	交通費	8,200円
		宿泊費	13,000円

（以上、原文のまま掲載）

4 監査委員の除斥

花谷昭典監査委員は、本件監査請求の対象とされた政務調査費の交付を受けているので、利害関係人となるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

5 請求の要件審査

平成22年11月25日付けで請求のあった本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の要件を具備していると認め、同月30日受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成21年度の政務調査費のうち、請求人が「違法に支出された」とされる5人の現議員と7人の前議員（以下「議員」という。）が、関係法令などに照らして違法・不当な支出であるかどうかを監査の対象とした。

2 監査の対象部局

議会事務局及び出納室

3 請求人の陳述等

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年12月7日に、監査委員事務局において請求人に陳述及び追加の証拠書類の提出をする機会を設けたところ、追加の証拠書類の提出はなく、請求の要旨等を補足することもなかった。

請求者の思いとして、「財政難の中であって、税金を無駄に使ってほしくない。」また「支給方法として実績を元に事後支給を是非、検討願いたい。」旨の意見があった。なお、その際、関係職員として議会事務局長、同次長、同主任を立ち合わせた。

4 請求書の訂正

請求人の陳述時において、監査委員から請求の要旨に以下の誤りがあることを指摘した。

- (1) 山田澄雄議員に係る「②資料購入費（録音機）21,000円の支給を受けている旨の記載があるが、正しくは14,500円である。」こと。
- (2) 山田由比己議員に係る「②事務所費（リース代）139,650円の支給を受けている旨の記載があるが、平成20年度分と議員任期満了後の12月分が含まれており、正しくは111,720円である。」こと。
- (3) 北山和生議員に係る「①調査研究費（福島県矢祭町への旅費）68,470円の支給を受けている旨の記載があるが、平成20年度分である。」こと。
- (4) 峯林宏政議員に係る「①調査研究費（福島県矢祭町への旅費）68,470円の

支給を受けている旨の記載があるが、平成20年度分である。」こと。

- (5) 山本久和議員に係る「計278,260円の支給を受けている旨の記載があるが、正しくは240,000円である。」こと。

以上について、請求人は誤記載を認め承した。

5 関係職員に対する聴取等

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成22年12月7日に議会事務局長、同次長、同主任から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務調査費の支出の確認について

政務調査費は、年度当初において全額を申請があった各議員に支給し、翌年の4月30日までに収支報告書を提出、精算を行っている。収支報告書の内容については、関係法令や市議会が「政務調査費の用途の基本的な考え方」をまとめた「政務調査費の手引き」に基づき一旦、受理する議会事務局において、提出すべき書類に不備がないか、用途基準に沿った支出が行われているかなどについて、事務的な確認を行っている。

なお、平成21年度分については、議員の任期が満了(11月30日)する年に当たり、条例に基づき、改選前の議員には平成21年12月30日までに、また改選後の議員には平成22年4月30日までに提出された収支報告書について、事務的な確認を行った。

(2) 政務調査費の用途について

政務調査費は、議員の調査活動基盤の充実強化を図るという観点から設けられたという法の趣旨から、議員の自主性を損なわないよう配慮すべきものであり、議員が行う調査研究活動などは「明確な違法性や不当性があるもの」を除き、関係法令などの用途基準に反していない限り適正な支出であると考えられる。

6 関係人の意見聴取

本件の該当議員12名に対し、平成23年1月11日及び12日の両日、意見聴取を行った。出席者は10名であり、意見の要旨は次のとおりである。

(1) 調査研究費に係る旅費について

- パンフレットやインターネットなどで見ると、良い部分が強調されていて、本当の姿が見えない。現地へ行くことにより、悪い部分や失敗談なども聞け、実像が見えてきて、本市の事業との比較や進め方の良し悪しが良くわかる。
- 視察研修後の報告は適正に行っており、また研修先での無駄な経費の請求はしていない。
- 視察先については、議員の自主性を尊重すべきである。
- 視察先の事業について、本市でも取り組めないか関係者に働きかけを行っている。

(2) 資料購入費に係る機器類等について

- 電子辞書などは、請求ができると聞いていた。確かに政務調査関係だけに使っ

ているわけではない。

- 確かに選挙活動にも使っているが、地域住民の意見を聞くことや要望事項の確認などに使っている。住宅地図は4年に一度しか購入していない。

(3) 事務所費の機器類リース料及び事務所の賃借料について

- 備品購入は該当しないが、リースであれば請求できると聞いていた。
- 独立した事務所で住居と別になっており、他の目的には使っていないので、全額認められるはずだ。
- 事務所は住居から離れており独立しているため、他の目的には使用することが殆んど無いことから、賃借料は全額認められるべきと思う。コピー機のリース料も同じである。
- 確かに他の用途でも使用している事務所にコピー機等のリース機器があれば、家族などが使用していることもあるので、按分が必要だと思う。
- 地域の者から頼まれて、リースのパソコンを使うこともあることから、按分も理解できる。

(4) 研究研修費に係る団体会費について

- 主宰する団体から勧誘があつて、政務調査費に該当するからと聞いていた。他の市町村等の議員も、請求していると聞いている。

(5) その他

- 監査結果により、返還すべきとの判断がされれば自主返還する。
- 決して不正請求はしていない。
- 議員間で話し合い、詳細な使途基準を策定すればいい。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費制度の概要

① 沿革

従来は、法的根拠や基準もなく内規等で補助金として交付されていた例が多かったが、地方分権の進展に伴い、地方議会が担う役割がますます重要になっていることを背景に、地方議員の調査活動の基盤強化や充実により審議能力を高めていくことで、地方議会の活性化を図るため自治法の改正により、平成13年4月に施行されたものである。

② 自治法の規定

自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、

条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

③ 条例等の制定

ア 自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月五條市条例第1号。以下「条例」という。）」を制定し、同年4月から施行したものである。なお、本市においては、当初から交付対象は議員とし、月額30,000円を上限としている。

イ 詳細の報告の様式、提出の期日等の手続きについて、更に使途基準は「五條市議会議員に対する政務調査費の交付に関する規則（平成13年3月五條市規則第2号。以下「規則」という。）」を制定し施行している。

④ 交付手続等

ア 政務調査費の交付を受けようとする議員は、条例第4条第5項の規定に基づき、毎年度規則第3条に定める様式第1号により市長に請求する。

イ 政務調査費の交付を受けた議員は、条例第6条第1項の規定に基づき、収支報告書を規則第4条第1項に定める様式第2号により作成し、期日までに議長に提出しなければならない。

ウ 議長は、議員から提出のあった収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 政務調査費の交付を受けた議員は、当該年度中の政務調査活動に要した経費が交付額に満たない場合は、条例第7条の規定により、その差額分に係る金額を返還し、精算しなければならない。

オ 議員は、規則第5条により、会計帳簿を調整し、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

カ その他、五條市議会が作成した「政務調査費の手引き」に基づき手続き等を行っている。

⑤ 使途基準

政務調査費は、条例第2条に「議会における活動に関する調査又は研究の費用に充てなければならない。」と規定しており、使途基準は規則第2条（別表）に従って使用するものとするものとされている。

別表（規則第2条関係）

項目	内 容
研究研修費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費・宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)

資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料などの購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	議員が住民からの市政に対する要望、意見を吸収するための会議などに要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

また、市議会として「政務調査費の手引き」には、使途基準の運用指針、項目別の政務調査費充当指針、政務調査費の充当が不適当な経費例、平成17年12月に「政務調査費の使途の基本的な考え方」について、議会運営委員会で協議した結果など掲載されており、各議員に配布されている。

(2) 条例に基づく平成21年度政務調査費の交付について

議員は、条例第5条第5項の規定に基づき、平成21年4月1日付けで政務調査費交付請求書を市長に提出されている。ただし、通常の年は12か月の請求となるが、議員の任期が11月30日となっており、8か月分の請求となっている。

請求に従い会計管理者は18人の議員一人当たり240,000円、総額4,320,000円を4月23日に議員の各口座に振り込んだ。

12月には議員から政務調査費収支報告書の提出を受け、精算処理を行い残額がある場合は戻入を行っている。

改選後、15名のうち13名の議員が、12月に4か月分の政務調査費交付請求書を市長に提出し、上記同様、議員一人当たり120,000円、総額1,560,000円が支払われた。その後、条例第6条第2項により、4月30日までに議長に政務調査費収支報告書の提出し、精算を行い残額がある場合は戻入をしている。

なお、政務調査費収支報告書の内容が政務調査費の使途基準に沿っているか議会事務局において、事務的な確認を行っている。更に、出納室においても会計規則により審査を行っている。

2 判断

(1) 判断基準について

- ① 本市の政務調査費の交付が、自治法に創設された趣旨に合致し、関係法令に照らして適正であり、市議会において作成された「政務調査費の手引き」の使途基準との整合性が図られているか。
- ② 本来政務調査費をどのように活用するか、各議員の自律的判断に委ねられるものである。しかし、関係法令においては収支報告書の提出を義務付け、会計帳簿の整理や領収書等の支出を明らかにする書類の整理、保管を義務付けていること

から、それらのことがなされているか。

- ⑧ 各裁判所の判例や各市の監査結果との整合性はどうか。

3 監査結果

(1) 総括

① 調査研究費に係る旅費

条例等に特段の定めはないが、市議会が作成した「政務調査費の手引き」の「(3) 交通費・宿泊費等の考え方」に掲載されているのは「五條市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を基準に算出するとしており、本件請求書にある請求理由の具体的な違法性（以下、「違法」という。）にはあらず、定額給付であれば領収書の添付が必要とは言えない。

また、本件請求書に「私的観光の側面が窺える」とあるが、政務調査記録簿を確認したところ、目的の行政視察を行っており違法とは言えない。

② 資料購入費に係る機器類等

録音機については、市民の声や政務調査活動の際、記録用として活用し市政に反映させていると同時に私的な議員活動にも使われていると推認されるので、本件請求書には「使途基準に合致しない」とされているが2分の1に按分し一部を認める。

一方、電子辞書については、各種調査活動報告書や議会の質問文書作成、広報文書の作成などに活用し市政に反映させていると同時に、私的な議員活動にも使われていると推認されるので、本件請求書には「使途基準に合致しない」とされているが2分の1に按分し一部を認める。

次に、住宅地図については、政務調査として市内の道路や施設等を把握し、関係議案の審議、陳情等の現地調査に必要であると認めるが、私的な議員活動にも使用することが推認されるので、本件請求書にある2分の1に按分することを認める。

③ 事務所費の機器類リース料及び事務所賃借料

機器類のリース料については、政務調査活動以外に私的な議員活動等に使用されていると推認されるので、本件請求書にある2分1に按分することを認める。

事務所賃借料については、住居から独立した事務所であることから、他の目的に使用される頻度が少ないと判断し「2分1に按分すべき」との請求に対し、3分の2に按分し一部を認める。

④ 研究研修費に係る団体等の会費

団体等の会費については、その会の設立の趣旨や目的、会員がそこに参加することによって政策の立案など市政に反映できるかなど、使途基準等に照らして判断した。本件請求書には「使途基準に合致しない」としているが、二団体ともに

2分の1に按分し一部を認める。

(2) 勧告

請求人の返還請求には監査の結果、一部理由があると認め次のとおり勧告する。

- ① 平成21年度に12名に交付した政務調査費（別紙「交付額支出状況等明細書」のとおり）のうち、9名に対し合計432,674円について、返還のための必要な措置を講じること。
- ② 措置の期限は、平成23年3月31日までとし、自治法第242条第9項の規定に基づき、期限までに措置を講じ、そのときはその旨を本職まで通知されたい。

4 監査委員の意見

(1) はじめに

本件の政務調査費制度の創設の趣旨については、前述したとおりであるが、全国的に政務調査費に係る住民監査請求が提起されているところから、法令違反や不当な支出があると見られていることが伺える。また使途基準の曖昧さも不適切な使途の要因の一つとも考えられる。

本市の使途状況について監査したが、法令等に照らして著しく不適切な使途はなく、概ね適正に請求し、それに対する議会事務局の事務的な確認も適切に行われていた。しかし使途基準の考え方についての裁判所の判例や各市の監査結果等を基に総合的に判断した結果、監査委員として使途基準の考え方に若干の相違が見受けられ、結果として一部不適切な支出であると判断した。

(2) 今後の政務調査費のあり方

本市議会自ら「政務調査費の手引き」を作成し、不適切な請求がないように心掛けていることが伺えるが、もう一步踏み込んで、全体的に使途基準の明確化等を図る努力を希望する。具体的には次のようなものが考えられる。

① 使途基準に関する規則等の整備

- ・ 事務所費等の按分率の明確化を図る。
- ・ 調査研究費の旅費のうち、宿泊費は実費とし、領収書の添付を義務付ける。
- ・ 備品の購入についての考え方の整理を図る。
- ・ 後払いの方法について検討する。

② 政務調査費の支出のより一層の透明化を図る。

(3) むすび

政務調査費は、議会の活性化、審議能力の向上、議員の政策立案等に資するため制度化されたものである。この制度を有効に活用し「地域の活性化や安心して住める市づくり」などに寄与されることを議員に期待する一方、「第二の報酬ではないか」といった厳しい目で見られる市民がいることも事実である。市民からすれば、原資は市民の税金であり、使途の透明性を求めている。

他方、議員側からすれば、議員の主体性や自由な発想で政治活動が出来ることを望んでいると思われ、本来自由であるべき政治活動を阻害することがあってはなら

ないとも考える。

両者の思いを満足させるには、議員自ら政務調査費の使途基準を明確化し、完全な情報公開化により、透明性を確保することがより重要であり、市長は議会や議員の自律性を尊重しながらも、適正な公金支出を審査することが必要である。

なお、今回の監査結果を踏まえ、関係各部局や交付を受けている各議員は自主的に検証されるとともに、更なる議論を議会で深め、より一層市民の信頼を確保されることを期待したい。

5. 別紙

交付額支出状況等明細書

	議員氏名	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額(円)
1	山田 澄雄	172,940	172,940	154,190	18,750
2	山田 由比己	160,960	105,100	105,100	55,860
3	益田 吉博	151,200	75,600	75,600	75,600
4	北山 和生	98,640	98,640	98,640	0
5	黄木 英夫	36,000	18,000	18,000	18,000
6	西尾 彦和	75,600	37,800	37,800	37,800
7	樫塚 凱一	194,400	127,200	97,200	97,200
8	土井 康嗣	74,700	67,350	37,350	37,350
9	寺本 保英	80,000	80,000	40,000	40,000
10	峯林 宏政	48,400	48,400	48,400	0
11	花谷 昭典	187,732	118,066	135,618	52,114
12	山本 久和	240,000	240,000	240,000	0
	合 計	1,520,572	1,189,096	1,087,898	432,674

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を催告 する額(円)	勸 告 の 理 由	
①	山田澄雄	調査旅費計	135,440	135,440	135,440	0	調査旅費は、「政務調査費の手引き」の定めにより計算し、支給されているので、特に領収書の添付は必要がない。また、これらの証拠書類については、「政務調査記録簿」を確認した結果、各目的の行政視察を行っており、私的観光旅行ではなく、使途基準に合致したので、請求人の返還請求を認めない。	
		三重県熊野市交通費 (観光行政視察) 【H21.5.4～】	15,760	15,760	15,760	0		
		三重県熊野市宿泊費 (観光行政視察) 【H21.5.4～】	13,000	13,000	13,000	0		
		京都府綾部市交通費 (グラントゴルフ場視察) 【H21.5.12～】	5,020	5,020	5,020	0		
		京都府綾部市宿泊費 (グラントゴルフ場視察) 【H21.5.12～】	13,000	13,000	13,000	0		
		三重県尾鷲市交通費 (観光行政視察) 【H21.7.20～】	12,980	12,980	12,980	0		
		三重県尾鷲市宿泊費 (観光行政視察) 【H21.7.20～】	13,000	13,000	13,000	0		
		静岡県富士宮市交通費 (大型酪農経営視察) 【H21.12.19～】	23,280	23,280	23,280	0		
		静岡県富士宮市宿泊費 (大型酪農経営視察) 【H21.12.19～】	13,000	13,000	13,000	0		
		和歌山県那智勝浦町交通費 (観光行政視察) 【H22.1.10～】	13,400	13,400	13,400	0		
		和歌山県那智勝浦町宿泊費 (観光行政視察) 【H22.1.10～】	13,000	13,000	13,000	0		
		【請求理由】調査旅費については、領収書等の証拠書類の写しがない。観光行政視察、グラントゴルフ場視察等五條市政と関わりのないところへの視察で、私的観光の側面が窺える。						
		資料購入費計	37,500	37,500	18,750	18,750		録音機については、市民の声や政務調査活動の際、記録用として活用し、電子辞書については、各種調査活動報告書や議会の質問文書作成・広報文書の作成などに活用し市政に反映させていると同時に、私的な議員活動にも使われていると推認されるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求の一部を認める。
録音機	14,500	14,500	7,250	7,250				
電子辞書	23,000	23,000	11,500	11,500				
		【請求理由】資料購入費については、政務調査活動に用いられるより、日常の議員活動に使用されると推認される。						
	合 計		172,940	172,940	154,190	18,750		

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を催告 する額(円)	勸 告 の 理 由
②	山田由比己	調査旅費計	49,240	49,240	49,240	0	調査旅費は、「政務調査費の手引き」の定めにより算出され支給されているので、特に領収書の添付は必要がないので、請求人の返還請求を認めない。
		埼玉県川越市交通費 (まち並み視察) 【H21.8.19～】	36,240	36,240	36,240	0	
		埼玉県川越市宿泊費 (まち並み視察) 【H21.8.19～】	13,000	13,000	13,000	0	

	【請求理由】 領収書等の証拠書類の写しが ない。					
	事務所費計	111,720	55,860	55,860	55,860	政務調査活動以外に私的な議員 活動等にも使用されていると推 認されるので、2分の1に按分 し、請求人の返還請求を認め る。
	コピー機リース代	111,720	55,860	55,860	55,860	
	【請求理由】 按分がされていない。 13,965円×8ヶ月=111,720円 の1/2返還					
		160,960	105,100	105,100	55,860	

No.	議員 氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額(円)	勧 告 の 理 由
③	益田 吉博	事務所費計	151,200	75,600	75,600	75,600	政務調査活動以外に私的な議員 活動等にも使用されていると推 認されるので、2分の1に按分 し、請求人の返還請求を認め る。
		コピー機・パソコンリース代	151,200	75,600	75,600	75,600	
		【請求理由】 按分がされていない。 コピー機 13,650円×8ヶ月=109,200円 パソコン 5,250円×8ヶ月=42,000円 合計 151,200円の1/2返還					
		合 計	151,200	75,600	75,600	75,600	

No.	議員 氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額(円)	勧 告 の 理 由
④	北山 和生	調査旅費計	98,640	98,640	98,640	0	調査旅費は、「政務調査費の平 引き」の定めにより計算し支給 されているので、特に領収書の 添付は必要がない。また、これ らの証拠書類については、「政 務調査記録簿」を確認した結 果、各目的の行政視察を行っ ており、私的観光旅行ではなく、 使途基準に合致したので、請求 人の返還請求を認めない。
		福岡県うきは市交通費 (グリーンツーリズムと吉井 の町並み視察) 【H21.7.19～】	35,400	35,400	35,400	0	
		福岡県うきは市宿泊費 (グリーンツーリズムと吉井 の町並み視察) 【H21.7.19～】	13,000	13,000	13,000	0	
		佐賀県鹿島市交通費 (備前浜宿街並み視察) 【H21.7.25～】	37,240	37,240	37,240	0	
		佐賀県鹿島市宿泊費 (備前浜宿街並み視察) 【H21.7.25～】	13,000	13,000	13,000	0	
		福岡県久寿町交通費・宿泊費 (合併しない宣言、財政問題 と市民感情調査) 【H21.2.2～】					
		【請求理由】 領収書等の証拠書類の写しが ない。町並み整備視察は、私 的観光の側面が窺える。					
	合 計	98,640	98,640	98,640	0		

No.	議員 氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額(円)	勧 告 の 理 由
⑤	黄木 英夫	事務所費計	36,000	18,000	18,000	18,000	政務調査活動以外に私的な議員 活動等にも使用されていると推 認されるので、2分の1に按分 し、請求人の返還請求を認め る。
		コピー機リース代	36,000	18,000	18,000	18,000	
		【請求理由】 按分がされていない。 4,500円×8ヶ月=36,000円の 1/2返還					
	合 計	36,000	18,000	18,000	18,000		

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額 (円)	勧 告 の 理 由	
⑥	西尾彦和	事務所費計	75,600	37,800	37,800	37,800	政務調査活動以外に私的な議員活動等にも使用されていると推認されるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求を認める。	
		コピー機リース代	75,600	37,800	37,800	37,800		
		【請求理由】 按分がされていない。 1/2の返還						
		合 計	75,600	37,800	37,800	37,800		

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額 (円)	勧 告 の 理 由
⑦	榎塚凱一	研究研修費計	60,000	60,000	30,000	30,000	会の趣旨は、県の発展への提唱と新たな県の創造への提言を通じ市政にも反映していく会であり、私的な議員活動以外にも市の政策立案に寄与されると思われるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求の一部を認める。
		新生奈良研究会会費	60,000	60,000	30,000	30,000	
		【請求理由】 新生奈良研究会は、直接市政とは関わりがない。					
		資料作成費計	134,400	67,200	67,200	67,200	政務調査活動以外に私的な議員活動等にも使用されていると推認されるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求を認める。
		パソコンリース代	134,400	67,200	67,200	67,200	
		【請求理由】 按分がされていない。 16,800円×8ヶ月＝ 134,400円の1/2返還					
合 計	194,400	127,200	97,200	97,200			

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額 (円)	勧 告 の 理 由
⑧	土井康嗣	研究研修費計	60,000	60,000	30,000	30,000	会の趣旨は、県の発展への提唱と新たな県の創造への提言を通じ市政にも反映していく会であり、私的な議員活動以外にも、市の政策立案に寄与されると思われるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求の一部を認める。
		新生奈良研究会会費	60,000	60,000	30,000	30,000	
		【請求理由】 新生奈良研究会は、直接市政とは関わりがない。					
		資料購入費計	14,700	7,350	7,350	7,350	政務調査として市内の道路や施設等を把握し、関係議案の審議、陳情等の現地調査に必要であると認めるが、私的な議員活動にも使用することが推認されるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求を認める。
		住宅地図	14,700	7,350	7,350	7,350	
		【請求理由】 住宅地図については、按分がされていない。 1/2の返還					
合 計	74,700	67,350	37,350	37,350			

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者要求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額 (円)	勧 告 の 理 由
⑨	寺木保英	研究研修費計	80,000	80,000	40,000	40,000	会の趣旨は、県の発展への提唱と新たな県の創造への提言を通じ市政にも反映していく会であり、私的な議員活動以外にも、市の政策立案に寄与されると思われるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求の一部を認める。
		新生奈良研究会会費	60,000	60,000	30,000	30,000	
		奈良ヒューライツ議員団会費	20,000	20,000	10,000	10,000	

この団体については、県議会の厚生委員会において、解放センターに関する質問の中で、県の見解として、ヒューライツ議員団は、「あらゆる部落差別の撤廃、人権尊重をめざし人権政策の推進につ

	【請求理由】 新生奈良研究会は、直接市政とは関わりがない。奈良ヒューライツ議員団は、議員加盟組織であるので使途基準に合致しない。					とめ、人権文化創造のため、政党・会派を超えた親睦団体、あるいは政策研究を深めるための組織として設立されている。」としている。したがって、2分の1に按分し、請求人の返還請求の一部を認める。
	合 計	80,000	80,000	40,000	40,000	

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額(円)	請求者要求返還額(円)	適正な額(円)	返還を催告する額(円)	勸 告 の 理 由	
⑩	峯林宏政	調査旅費計	48,400	48,400	48,400	0		
		福岡県うきは市交通費 (グリーンツーリズムと吉井の町並み視察) 【H21.7.19～】	35,400	35,400	35,400	0	調査旅費は、「政務調査費の手引き」の定めにより計算し、支給されているので、特に領収書の添付は必要がない。また、これらの証拠書類については、「政務調査記録簿」を確認した結果、使途基準に合致したので、請求人の返還請求を認めない。	
		福岡県うきは市宿泊費 (グリーンツーリズムと吉井の町並み視察) 【H21.7.19～】	13,000	13,000	13,000	0		
		福岡県矢祭町交通費・宿泊費 (合併しない宣言、財政問題と市民感情調査) 【H21.2.2～】						年度経過(平成20年度)のため請求に該当しない。
		【請求理由】 領収書等の証拠書類の添付がない。						
	合 計	48,400	48,400	48,400	0			

No.	議員氏名	使 途 内 容	返還対象額(円)	請求者要求返還額(円)	適正な額(円)	返還を催告する額(円)	勸 告 の 理 由	
⑪	花谷昭典	調査旅費計	48,400	48,400	48,400	0		
		福岡県うきは市交通費 (グリーンツーリズムと吉井の町並み視察) 【H21.7.19～】	35,400	35,400	35,400	0	調査旅費は、「政務調査費の手引き」の定めにより計算し、支給されているので、特に領収書の添付は必要がない。また、これらの証拠書類については、「政務調査記録簿」を確認した結果、使途基準に合致したので、請求人の返還請求を認めない。	
		福岡県うきは市宿泊費 (グリーンツーリズムと吉井の町並み視察) 【H21.7.19～】	13,000	13,000	13,000	0		
		【請求理由】 領収書等の証拠書類の添付がない。						
		事務所費計	139,332	69,666	87,218	52,114		
		事務所賃借料 【請求理由】 按分がされていない。 (4月～9月分) 10,052円×6ヶ月＝60,312円 (12月分) 15,000円 (1月～3月分) 10,000円×3ヶ月分＝30,000円 合計105,312円の1/2返還	105,312	52,656	70,208	35,104	住居から独立した事務所であることから、他の目的に使用される頻度が少ないので、3分の2に按分し、請求者の返還請求の一部を認める。2ヶ月分は、後援会事務所などに使用し、支払いを受けていないので、除外した。	
		コピー機リース代 【請求理由】 按分がされていない。 (1月～3月分) 11,340円×3ヶ月＝34,020円の1/2の返還	34,020	17,010	17,010	17,010	政務調査活動以外に私的な議員活動等に使用されていると推認されるので、2分の1に按分し、請求人の返還請求を認める。	
合 計	187,732	118,066	135,618	52,114				

No.	議員 氏名	使 途 内 容	返還対象額 (円)	請求者請求 返還額(円)	適正な額 (円)	返還を勧告 する額 (円)	勧 告 の 理 由
		調査旅費計	240,000	240,000	240,000	0	
		茨城県笠間市交通費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.4.9～】	32,160	32,160	32,160	0	
		茨城県笠間市宿泊費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.4.9～】	13,000	13,000	13,000	0	
		広島県福山市交通費 (加工野菜の製造、販売 の視察) 【H217.22～】	17,940	17,940	17,940	0	
		広島県福山市宿泊費 (加工野菜の製造、販売 の視察) 【H217.22～】	13,000	13,000	13,000	0	
		福岡県朝倉市交通費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.8.5～】	30,880	30,880	30,880	0	
		福岡県朝倉市宿泊費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.8.5～】	13,000	13,000	13,000	0	
		愛知県弥富市交通費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.9.1～】	7,780	7,780	7,780	0	
		愛知県弥富市宿泊費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.9.1～】	13,000	13,000	13,000	0	
12	山 本 久 和	岐阜県可児市交通費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.9.4～】	10,440	10,440	10,440	0	
		岐阜県可児市宿泊費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.9.4～】	13,000	13,000	13,000	0	
		青森県JA八甲田交通費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.10.12～】	79,860	79,860	79,860	0	
		青森県JA八甲田宿泊費 (ネギ育成、販売の視察) 【H21.10.12～】	13,000	13,000	13,000	0	
		愛知県名古屋市交通費 (加工野菜の製造、販売 の視察) 【H21.11.12～】	8,200	8,200	8,200	0	
		愛知県名古屋市宿泊費 (加工野菜の製造、販売 の視察) 【H21.11.12～】	13,000	13,000	13,000	0	
		調整金額上限240,000円 しか請求できないので	△38,260	△38,260			
		【請求理由】領収書等 の証拠書類の添付がな い。愛知県、岐阜県は 距離的に日帰りができ る。					調査旅費は、「政務調査費の 手引き」の定めにより計算 し、支給されているので、特 に領収書の添付は必要がな い。また、これらの証拠書類 については、「政務調査記録 簿」を確認した結果、使途基 準に合致し、愛知県・岐阜県 の視察においては、翌日の視 察等があったので、請求人の 返還請求を認めない。
		合 計	240,000	240,000	240,000	0	